申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票(案)

課等名 下水道整備課 No. 2

Ī	許認可等の内容	下水道施設の設置許可
7	根拠法令及び条項	下水道法第 24 条
審	関係条項	小田原市下水道条例第 10 条 小田原市下水道条例施行規則第 9 条 下水道整備課マニュアル
		別添の小田原市公共下水道施設設置基準による。
查		
	基準	
基	(未設定の場合はそ	
	の理由)	
準		
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年1月1日設定(平成30年4月1日最終変更)
標準	標準処理期間	総日数 15 日 (休日は含まない。)
処	(未設定の場合はそ	
理	の理由)	
期間	設定等年月日	平成 10年 1 月 1 日設定(平成 28年 10月 1 日最終変更)

(様式2裏面)

審		
甘		
查		
	基	準
基		
準		
1		